

医療法人 大植会 感染対策指針

1. 感染対策指針の目的

この指針は、感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等、当法人内における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療・介護サービスの提供を図る事を目的とする。

2. 感染対策に関する基本的考え方

当法人内の感染対策は、感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在している事を前提に、手厚い医療的なケアを行なう際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療・介護行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。

個別及び法人内外の感染症情報を広く共有して感染の危険及び発生に迅速に対応する事を目指す。

又、感染が発生した事例については、速やかに補足、評価して、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

更に、法人内感染事例の発生頻度を、法人外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して患者に信頼される医療・介護サービスを提供して、医療・介護の質の向上に寄与する事を基本姿勢とする。

こうした基本姿勢をベースにした感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、法人内共通の課題として積極的な取り組みをおこなう。

3. 感染対策のための委員会・部門

【感染対策委員会】

【目 的】

感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応及び感染制御チームの提案・提言を審議し、当法人内における感染対策体制を感染制御チームとの連携により確立することを目的とした感染対策委員会（以下、委員会と称す）を設置する。

【審議事項】

- ① 法人内での感染の発生を未然に防止する予防対策に関する事項
- ② 法人内で感染が発生した場合における緊急対策に関する事項
- ③ 法人内での感染に関連し、職員の健康管理に関する事項
- ④ 法人内での感染防止の為に必要な職員教育に関する事項
- ⑤ 感染症の発生状況に関する情報の収集・分析と職員への周知に関する事項
- ⑥ 施設、設備等の環境整備に関する事項
- ⑦ 感染性廃棄物の適切な処理に関する事項
- ⑧ 関連機関・専門機関との連絡調整に関する事項
- ⑨ その他必要と認められる事項

【組 織】

委員会は医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士、放射線技師、セラピスト、事務職員等の中から病院長が任命するものをもって組織する。

【規 定】

感染対策委員会の設置に関して、『感染対策委員会規定』を作成する。

〔感染制御チーム〕

【目 的】

感染対策部門として感染制御チームを医療安全管理室に設置し、委員会に感染対策の提案・提言をおこなう。また、実動組織として活動する。感染制御チームは、感染についての情報収集・実態把握をおこない、現場の改善に対する介入、現場の教育及び啓発、感染症のアウトブレイクあるいは異常発生の特定と制圧等を目的とし、より実際的な活動をおこなう。

【業 務】

1. 感染対策マニュアルの作成と各部署のマニュアル整備
2. 感染対策に関する研修会の企画運営
3. 院内感染対策に関する連携施設とのカンファレンスへの参加
4. 抗菌薬適正使用に関する監視及び調整
5. 院内感染事例の把握、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を目的とした院内巡回（毎週1回程度）
6. 感染症のアウトブレイク等の異常発生時の原因特定及び制圧
7. 感染対策委員会へ院内の感染対策について提案・提言
8. 感染対策委員会へ実施した活動及び指導の報告

【組 織】

1. チームメンバーは、
 - 感染症対策に3年以上の経験を有する医師
 - 5年以上感染管理に従事した経験を有する看護師
 - 3年以上の病院勤務経験を持つ感染防止対策にかかわる薬剤師
 - 3年以上の病院勤務経験を持つ臨床検査技師の加入を必須とし、病院長が指名する者をもって組織する
2. チーム内にチーム長、副チーム長及び院内感染管理者を置く
 - (1) チーム長に感染症対策に3年以上の経験を有する医師を充てる
 - (2) チーム長は副チーム長及び院内感染管理者を指名する
3. チーム長は会議等のチーム活動を総括する
4. 副チーム長はチーム長を補佐し、チーム長に事故ある時はその職務を代行する
5. 感染制御チームは、補助組織として各部署の職員からなる感染制御リンクチームを組織する

【院内感染管理者業務】

1. 院内感染防止のために組織横断的に管理活動をおこなう
2. 院内の感染動向を把握し、調査及び指導をおこなう
3. アウトブレイク等の異常発生時の指揮をとる
4. 感染防止対策に関する相談をおこなう
5. 感染制御チームと感染対策委員会との連携調整をおこなう

【規 定】

感染制御チームの活動に関して、『感染制御チーム規定』を作成する。

4. 感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針
感染制御チームは、感染対策委員会と連携し、研修会・講習会を年2回以上開催する。
研修会・講習会は法人内感染に関する教育と実習をおこない、必要に応じて、全職員対象、各部署代表対象、特定の部門・部署対象、個別対象に開催する。
また、法人外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。
5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
感染とは、法人内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、法人に勤務する職員が法人内で感染する場合も含まれる。

当法人は感染制御チームが感染制御リンクチームとともに院内ラウンドをおこない（リスク事例の把握、評価、周知、対策、指導）、特記事項を感染対策委員会に報告する。

また、感染対策委員会において、当法人の感染情報レポートから細菌検査の検出状況を把握し、法人内に掲示等をおこなう。

6. 感染問題発生時の対応に関する基本方針

感染問題が発生した場合には、別紙『感染問題発生時の連絡の流れ』により、連絡をおこなう。感染制御チームは、速やかに発生の原因分析をおこない、二次感染の予防、治療の方針・指示をすると同時に、職員への周知を図る。また、必要に応じて臨時の感染対策委員会を招集・開催し、感染問題解決の為の提案・提言をおこなう。医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に沿い主治医、事務担当者が協力しておこなう。

7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本方針は患者等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

8. その他の当該法人における感染対策の推進のために必要な基本方針

職員が当法人の感染対策を周知する為、感染制御チームが別に定めた『感染対策マニュアル』を法人内LANにて配信している。職員はそれらに基づいて感染対策を実施する。また、感染制御チームは必要に応じて『感染対策マニュアル』の調査・見直しをおこなう。職員は、感染対策上の疑義が出た場合、医療安全管理室に意見を求める事ができる。

附 則

この指針は、平成19年 4月 1日から実施する。

この指針は、平成20年 4月 1日から実施する。

この指針は、平成25年 7月 1日から実施する。

この指針は、平成28年 9月 1日から実施する。

この指針は、令和 2年 4月20日から実施する。